

令和5年第6回（12月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年12月11日（月曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第 9号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第10号 諸般の報告について
- 第 5 議会報告第11号 閉会中の継続調査の結果報告について
- 第 6 議案第64号 町長専決処分について（令和5年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号））
- 第 7 議案第65号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第66号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第67号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第68号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第69号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第70号 出雲崎町公営企業の設置等に関する条例制定について
- 第13 議案第71号 出雲崎町簡易水道運営準備基金の設置、管理及び処分に関する条例及び出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第72号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第15 議案第73号 指定管理者の指定について（休憩所心月輪）
- 第16 議案第74号 令和5年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について
- 第17 議案第75号 令和5年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第76号 令和5年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第77号 令和5年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（9名）

2番	高橋速円	3番	中野勝正
4番	高桑佳子	5番	宮下孝幸
6番	石川豊	7番	加藤修三
8番	島明日香	9番	小黒博泰
10番	三輪正		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	曾根乗知
総務課長	大矢正人
町民課長	金泉嘉昭
保健福祉課長	権田孝夫
こども未来室長	金泉修一
産業観光課長	矢島則幸
建設課長	小崎一博
教育課長	内藤良治
建設課参事	寺尾勉
教育課参事	吉岡育子

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	山田祥汰

◎開会及び開議の宣告

○議長（三輪 正） ただいまから令和5年第6回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（三輪 正） 議会運営委員長から、11月14日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長（三輪 正） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三輪 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、高橋速円議員及び3番、中野勝正議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（三輪 正） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの5日間としたいと思います。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月15日までの5日間に決定しました。

◎議会報告第9号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長（三輪 正） 日程第3、議会報告第9号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理しました陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第10号 諸般の報告について

○議長（三輪 正） 日程第4、議会報告第10号 諸般の報告を行います。

まず、議長から報告します。去る11月30日、仙海直樹議員から議員の辞職願が提出されました。地方自治法第126条ただし書の規定により、議長においてこれを許可し、同日付で通知しましたので、報告します。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおりの提出がありました。

次に、第67回町村議会議長会全国大会に出席してまいりましたので、お手元に配りましたとおりの報告します。

次に、議員派遣の結果について報告します。石川豊議員より去る9月27日に開催された令和5年町村議会広報全国研修会、次に9月29日に開催された第44回町村議会広報研修会について、お手元に配りましたとおりの報告書の提出がありました。

小黑博泰議員より去る10月13日に開催された町村議会議員研修会について、次に11月8日から11月10日に実施しました行政視察について、次に11月28日に開催された新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員事業説明会について、お手元に配りましたとおりの報告書の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会報告第11号 閉会中の継続調査の結果報告について

○議長（三輪 正） 日程第5、議会報告第11号 閉会中の継続調査の結果報告を行います。

最初に、総務文教常任副委員長、6番、石川豊議員。

○総務文教常任副委員長（石川 豊） それでは、報告をいたします。総務文教常任委員会が行った閉会中の所管事務調査についてご報告いたします。

本委員会が閉会中の継続調査としました学校教育問題について、去る11月28日、現地調査を行いました。説明員として、曾根教育長、内藤教育課長の出席を得て、学校長及び教頭から学校経営方針と現状についての説明を受け、意見交換を行った後に施設及び授業見学を行いました。

初めに、出雲崎小学校についてご報告いたします。学校長からランドデザイン及び学校経営方針の説明を受けました。児童には、自ら関わることを重点目標に掲げ、個に応じた支援と温かな学級集団の構築で自分に自信を持たせる取組、また関わりを深める豊かな体験の場を設定する、積極的に情報を発信し、家庭、地域と協力して活動を進める、この3つを大切に指導を行っているとのこと、そのために子どもたちには、社会で自立していくために折り合いをつける力やコミュニケーション能力、相手を思いやる心を育てることが必要で、これらを身につけさせたいと説明がありました。

意見交換では、町から介助員や補助員が多く配置されていることに感謝の声がありました。委員からは、通級指導学級や児童の学力について、また教職員の残業時間についても意見交換が行われました。

学校施設で改修、改善の必要があると思われた点は、体育館のギャラリーの雨漏り、配電盤のブレーカー、理科室の給湯器などがありました。

次に、出雲崎中学校についてご報告いたします。教育目標の豊かな心、たくましい実践の実現に向け、学校、家庭、地域が一体となって目標を共有し、連携、協力して教育活動を推進する、地域と共にある学校を目指すとしております。また、心耕の精神とたくましい実践を通して、豊かな心を醸成する取組も併せて行っているとのことでございました。

学力面では、全国テストで国語の成績はよいが、英語がやや劣るとの説明がありました。しかし、一方では、生徒は英検を受けるようになり、今後の学力向上が期待できるとのことでございました。

学校施設の見学では、体育館に全校で集まりタブレットを使う際には、Wi-Fiが不安定なので、整備の必要性があるとのこと、図書室で投影を行う際、明るいので、暗幕が必要であるとのことです。

小中学校いずれの改修、改善も予算を伴うものであり、優先順位をつけて対応されることを当委員会として望みたいと考えております。

以上、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告といたします。

以上です。

○議長（三輪 正） 次に、社会産業常任委員長、3番、中野勝正議員。

○社会産業常任委員長（中野勝正） 社会産業常任委員会視察調査報告。

本委員会閉会中の継続調査といたしました事件名、産業と観光及び福祉問題について、社会産業常任委員会5名、議会事務局長で、令和5年10月20日午後3時から多世代交流館きらりの森を現地視察し、その後、多世代交流館フリースペースにて多世代交流館周辺公園整備基本計画の概要案について、金泉こども未来室長から具体的な取組の内容について説明を受けました。

主な内容は、公園整備の背景、公園整備の目的、公園整備の基本的な構想、公園整備エリア検討案、公園整備の全体的事業計画等、きらりの森の整備計画であります。公園整備の全体事業計画等としては、財源にもよりますが、おおむね5年計画。きらりの森は、令和5年、6年度の2か年計画。体育施設の周辺整備は、6年以後に随時着工。3課特定施策室で整備方針等、随時検討協議。財源は、過疎対策事業債を充当、これは計画済みであります。

委員からの意見は、町内外からたくさんの方が来ていただけていると思いますが、利用料はどうなるのか、また休日や放課後も使えるのかどうか、安心、安全対策をしっかりとっていただきたいとの意見がありました。

以上、社会産業常任委員会視察調査報告といたします。委員長、中野勝正。

○議長（三輪 正） 以上で閉会中の継続調査について常任委員長報告を終わります。

(第6号)

○議長(三輪 正) 日程第6、議案第64号 町長専決処分について(令和5年度出雲崎町一般会計補正予算(第6号))についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第64号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、主食用米販売継続応援事業補助金を給付するため、併せまして県農林水産業総合振興事業の補助が採択されたため、本年10月16日に専決処分したものであります。

補正の内容は、歳出予算では、6款の農林水産業費、1項の農業費、3目農業振興費におきまして、所要の経費を追加または計上いたしました。

歳入予算では、11款の地方交付税を追加いたしました。

17款の県支出金、2項の県補助金、4目農林水産業費県補助金で県農林水産業総合振興事業補助金を計上いたしました。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,006万円を追加し、予算総額を36億2,991万5,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(三輪 正) 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長(大矢正人) 補足説明をさせていただきます。

予算書をお願いいたします。まず、歳出予算からでございます。266ページ、267ページをお開きください。6款農林水産業費の1項3目農業振興費でございます。町主食用米販売継続応援事業補助金を追加いたしました。今年の猛暑による品質低下による支援となります。

その下、県農林水産業総合振興事業補助金を計上いたしました。園芸生産のためのパイプハウス1棟を設置する費用の補助金となります。こちらは、全額県費による補助金となります。

続きまして、歳入予算をお願いいたします。264、265ページでございます。11款地方交付税の1項1目地方交付税でございます。普通分を追加いたしました。

17款県支出金の2項4目農林水産業費県補助金でございます。こちらは、先ほどお話ししました県農林水産業総合振興事業補助金を計上させていただきました。

以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(三輪 正) これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(三輪 正) なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第64号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり承認されました。

◎議案第65号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第66号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第67号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第7、議案第65号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、議案第66号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第9、議案第67号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上3件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第65号及び議案第66号並びに議案第67号につきまして、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第65号につきましてご説明をいたします。このたびの条例改正は、令和5年人事院

勧告並びに新潟県人事委員会勧告を踏まえまして、一般職の職員の給与を改定するものです。一般職につきまして、初任給を含む若年層に重点を置いて給料月額を引き上げ、並びに勤勉手当を年間0.1か月分引き上げるものでございます。これらの実施時期は、給料につきましては本年の4月から、勤勉手当につきましては本年12月期から適用するものでございます。

次に、議案第66号につきましてご説明を申し上げます。議案第66号は、常勤の特別職の給与を改定するものです。このたび常勤の特別職の給与につきまして、特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じまして、令和5年12月期から期末手当を0.10か月分引き上げる内容になっております。

次に、議案第67号につきましてご説明をいたします。会計年度任用職員の期末手当につきましては、近隣市町村の支給割合を踏まえまして、人事院勧告の再任用職員の勤勉手当率の改定割合0.05か月を期末手当の改正割合とするものでございます。

以上となります。よろしく審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

定例会資料の3ページをご覧くださいと思います。町職員の給与改定は、先ほど町長の説明がありましたように、人事院勧告並びに新潟県人事委員会勧告を踏まえまして行っているところでございます。

2番の改正内容、（1）、一般職につきましては、町長が説明したとおり、給与月額と勤勉手当を引き上げております。なお、勤勉手当につきましては、今年度は12月期に0.1か月引き上げるもので、令和6年度からは6月期、それから12月期にそれぞれ0.05か月引き上げる内容となります。

その下、（2）番、再任用職員につきましては、今年度12月期に0.05か月引き上げ、令和6年度からにつきましては6月期、12月期にそれぞれ0.025か月分引き上げる内容となります。

続きまして、定例会資料、1枚めくっていただきまして、4ページお願いいたします。特別職及び会計年度任用職員につきましては、期末手当を引き上げる内容となります。支給月数につきましては、特別職は0.10か月とし、会計年度任用職員につきましては再任用職員と同様ということでございます。

以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。

最初に、議案第65号の質疑を行います。質疑はありますか。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第66号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第67号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号、議案第66号、議案第67号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、議案第66号、議案第67号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第65号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第66号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第67号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

最初に、議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第10、議案第68号 出雲崎町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第68号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴いまして、出雲崎町印鑑条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

このたびの改正は、スマートフォンに搭載可能な移動端末設備用利用者証明用電子証明書を使用し、コンビニエンスストアなどで印鑑登録証明書の交付が受けられるようにするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） 補足説明をいたします。

改正の趣旨及び内容につきましては、提案理由のとおりです。

マイナンバーカードの電子証明書をスマートフォンに搭載するサービスが開始され、スマートフォン一つで電子証明書を用了サービスが受けられるよう、国は取組を進めております。この電子証明書を搭載したスマートフォン、以降はスマホ用電子証明書と言いますが、このスマホ用電子証明書を利用したコンビニ交付サービスの開始に伴い、条例改正が必要となったものでございます。

コンビニ交付サービスの開始時期ですが、株式会社ローソン及び株式会社ファミリーマートが令

和6年1月22日から開始を行い、そのほかの事業者は未定でございます。スマホ用電子証明書の利用でも印鑑登録証明書と住民票が取得できます。

なお、電子証明書の搭載できるスマートフォンの種類ですが、現在はアンドロイドのみ搭載可能であり、アイフォーンへの搭載時期は未定でございます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第11、議案第69号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第69号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保

険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布に伴いまして、出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

このたびの改正は、産前産後期間に相当する4か月間の国民健康保険税を減額するもので、子育て世帯の経済的負担を軽減し、次世代育成を支援するものでございます。

施行日は、令和6年1月1日で、産前産後期間が令和6年1月以後の期間に係るものから適用となります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） 補足説明をいたします。

改正の趣旨及び内容につきましては、提案理由のとおりでございます。

産前産後の期間ですが、出産予定月の前の月から出産予定月の翌々月までの4か月間が対象となり、出産被保険者に係る国民健康保険税の所得割及び均等割の1か月当たりの保険税額を対象月分減額するものでございます。施行日は令和6年1月1日ですので、産前産後の期間が令和6年1月以後の分から適用となります。例を申し上げますと、出産予定月が令和6年1月の場合、予定月の翌々月期まで対象ですので、1月から3月の3か月分は対象となりますが、予定月の前の月、今年12月につきましては対象とはなりません。なお、施行日の令和6年1月1日を挟んだ産前産後期間に該当する出産被保険者は、現在本町にはおりません。減額相当分の公費負担割合には国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担をいたします。このほか、不申告に関する過料の規定の削除がございました。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第69号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号 出雲崎町公営企業の設置等に関する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第12、議案第70号 出雲崎町公営企業の設置等に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第70号につきましてご説明を申し上げます。

公営企業の移行については、人口3万人以下の自治体においても平成31年の総務大臣通知によりまして令和6年度から移行を求められております。また、ほとんどの自治体で移行済み、または取り組み中がございます。当町においても、令和6年度から簡水会計、汚水処理の3会計を公営企業会計に移行することから、必要な条例を制定いたします。

まず、第3条の法の一部適用でございますが、公営企業の移行には職員の身分までを定める法の全部適用と財務規則のみの一部適用とがございますが、財務規則のみの一部適用でございます。

飛びまして、第5条の経営の規模であります。現在それぞれで行っている同じ施設、簡水であれば同じ給水区域を定めております。汚水処理事業につきましても同様であります。

第9条の会計事務の処理でございますが、財務適用のみの一部適用の場合、会計事務は町長が行うことになっておりますが、法第34条の2のただし書の規定により会計管理者に行わせることとしております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

公営企業会計移行の取組は、令和2年度から5年度にかけて実施しております。特別会計との違いは、歳入歳出での予算区分が収益的収支と資本的収支とに分けて予算、決算を行います。経理につきましても、現金主義の単式簿記から発生主義の複式簿記に変更となります。また、年度が替わりました後の2か月間の出納整理期間がございません。3月末をもって決算額を固めるということ

になります。資産の管理につきましては、財産台帳から固定資産台帳に移行しまして、これに減価償却の考えを導入いたします。

条文についての補足でございます。第6条、重要な資産の取得及び処分です。一般会計、特別会計では、地方自治法、町条例によりまして財産取得や処分について一定規模、金額以上は議会の議決が要件となっております。公営企業法の適用企業におきましては、この議決が不要というふうになっております。ですが、企業法33条によりまして、重要な資産の取引を行う場合、予算書で重要な資産の取得または処分という項目を設けまして、そこに記載するという事となっております。施行令の基準に基づきまして金額で700万円以上、土地の場合は1件5,000平方m以上としております。

第7条、議会の同意を要する損害賠償の免除は、職員に対する規定でございます。過失により例えば金銭を紛失した場合、補償の義務を負いますけれども、町長がやむを得ない事情があり、免除するとした場合、議会議決が必要となります。この議決を得る金額をほかの事業者の定めを参考にいたしまして、10万円以上というふうにしております。

続きまして、第8条、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領でございます。寄附または贈与を受ける際に負担を伴う条件が付されまして、その条件を履行しない場合は寄附を解除されるような負担を伴う寄附を受ける場合、そのものの金銭的価値が100万円以上の場合には議会の議決を必要としております。また、公営企業において町が当事者となる損害賠償の額を定めることにつきましては、50万円以上の場合、議決が必要としております。金額につきましては、第7条と同様にほかの事業者の定めを参考としております。

第10条は、公営企業法の定めによりまして、その年度に2回、上半期、下半期に分けて、業務状況説明書類を作成するとしております。

附則でございます。第2項で簡水の給水区域などを定めている簡水事業の設置に関する条例を廃止いたします。

第3項から第6項では、公営企業に移行することによりましてそれぞれの特別会計条例を廃止いたします。

以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、石川議員。

○6番（石川 豊） 今ほどの条文の説明でちょっとお聞きしたいのですが、10条、業務状況説明書類の作成とあって、今課長のほうから説明あったのですが、これは俗に言う、一般的に今度は例えば貸借対照表ですとか損益計算書等々のそういう書類も作られていく、作成されていくということと理解していいのでしょうか。

○議長（三輪 正） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） そのとおりでございます、上半期、下半期に分けまして、事業の概要ですとか、損益計算書の上期分、上期分の貸借対照表、それを上半期分を取りまとめいたします。下半期分は下半期分で同様に下半期分を取りまとめまして、上半期分、下半期分を併せたものも同時に作成するという予定であります。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 説明ありがとうございました。お聞きしたいのが、この設置の条例の中で言っているのは理解しているのですが、その中で今までのやり方と、やった中で今までだと赤字というか、そういうときには一般会計のほうから補填して対応しているわけですが、この件ができたときにはその対応は今までどおり対応になるのかどうか、その辺聞かせてください。

○議長（三輪 正） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 企業会計を導入いたしましても、経営が激変するということはあまり考えにくいというふうに考えております。一般会計からの今特別会計の場合は繰入金ということで繰入れをしておりますけれども、企業会計に移行した場合は一般会計の補助金ですとか、そういった名目をちょっと変えて繰入れといいますか、一般会計から負担をいただく部分は出てくるものでございます。ですが、減価償却の導入等々により資産の老朽化状況が金額ベースでも判断できるということになることですとか、原価率が適正に分かるということ、そういうことが経営に役立てる事項かと思えます。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第70号は社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第71号 出雲崎町簡易水道運営準備基金の設置、管理及び処分に関する
条例及び出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
制定について

○議長（三輪 正） 日程第13、議案第71号 出雲崎町簡易水道運営準備基金の設置、管理及び処分に関する条例及び出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第71号につきましてご説明を申し上げます。

まず、簡水運営準備基金の設置、管理及び処分に関する条例改正でございますが、第4条にあります会計の名称を改正いたします。

次に、簡水事業給水条例の改正では、第2条の給水区域を定める参照を公営企業の設置等に関する条例に改正いたします。

第5条、35条、40条に関しましては、令和6年4月より水道整備、管理行政の所管が国土交通省に変更されます。このため、関係する省令の名称を改正するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 簡易水道事業給水条例の一部改正でございますが、厚生労働省から国土交通省への改正がございます。令和6年4月1日より施行される水道法の改正によるものでございます。水道整備、管理行政は国土交通省へ、水質基準などは環境省へ移管される予定となっております。

以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第71号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（三輪 正） 日程第14、議案第72号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第72号につきましてご説明を申し上げます。

令和6年3月31日限りで寺泊老人ホーム組合が解散をし、新潟県市町村総合事務組合を脱退するため、組織する地方公共団体の数を減少し、規約を変更するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ございません」の声あり〕

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第72号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号 指定管理者の指定について（休憩所心月輪）

○議長（三輪 正） 日程第15、議案第73号 指定管理者の指定について（休憩所心月輪）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第73号につきましてご説明を申し上げます。

休憩所心月輪につきましては、株式会社イドムを指定管理者として指定しているところでありますが、本年度末をもちましてその指定管理が満了いたします。次の指定管理者について公募を実施しましたところ、株式会社イドム1社から申請があり、指定管理選定委員会において申請者からの聞き取りを実施し、今後の事業計画、経営への取組等について審査を行ったところでございます。このたびの審査は、1社であるため、総合評価が5割未満の場合は不採択の基準を設けましたが、結果は5割以上となったことから、株式会社イドムを指定管理者として指定するものでございます。

なお、指定期間につきましては、令和6年の4月1日から2年間とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（矢島則幸） 補足説明をさせていただきます。

このたびの指定管理者の指定につきましては、町長の説明のとおりでございます。

指定管理者選定委員会で1社からの申請を審査いたしました。審査につきましては、12名の委員が評価を行い、プレゼンテーションや質疑応答の内容、各委員の評価点の合計点である総合評価点が5割以上、これは1,260点満点中879点という結果になったことから、指定管理者候補に決定したところでございます。9月の全員協議会でもお話ししましたが、これまでの1年と約8か月間の実績から本社のバックアップ体制も手厚く、今後も継続して活動していくことが見込まれることから、サービスの安定性は高いものと評価しております。今後につきましても、日々の営業活動のほか自主事業も積極的に行い、住民の憩いの場として多大に貢献できる点、また観光客に対するおもてなしにつきましても現状把握に努め、研修等によりサービス向上のスキルを図っていく点など、利用者の増加につながる施設としてお客様から喜ばれる施設となるように強く要望してまいりたいというふうに考えております。

補足は以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 1年8か月、評価委員の方々から5割以上の評価をいただいたということですが、これ事業的に見て、経営的に見て、どのくらいの結果が出ているのか。私、先般たまたまここに食事に行きましたが、私どもと、あと1名の方しかいらっしやらなかった。これお昼時期

でありますけども、特に冬期間においてはなかなか厳しい時期が来るのだらうと思いますが、通年を通して、評価は評価で結構ですが、経営的に本社のバックアップなしでも成り立っていく状況なのかどうなのか。冒頭、心月輪の指定管理が出たときに私申し上げましたが、本社から応援をもらわなければ経営が成り立たないということになると、町民サービスの観点からどうにもならなくなると。ここで何とかうまくそういった経営ができていくことが町民にとって、あるいは観光にとってもプラスになるのだということを申し上げたと思いますが、その辺というのはどんな形になっているのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（三輪 正） 産業観光課長。

○産業観光課長（矢島則幸） まず、収支のお話かと思います。収支につきましては、1年目につきましてはやはり準備期間、それからいろんな備品関係等の用意もございまして、結果的にはマイナス約100万円ほどの収支でございました。2年目につきましては、現在までプラス30万ぐらいというふうに聞いているのですけども、なっているという状況で、累計赤字につきましては2年間のトータルでプラス・マイナス・ゼロまで持っていくという今考えでいるということでございます。長いスパンで考えているようで、3年、5年というスパンで会社としても戦略を立てて黒字化をしていくということを考えているということを聞いております。あわせて、本社からのバックアップということにつきましては、これお金の支援ではなくて、忙しいときに職員といいますか、従業員が手伝いに来るといった部分のバックアップということでございまして、経営につきましては心月輪独自の経営内容について、今ほど申し上げたところでございます。

○議長（三輪 正） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 戦略的に計画を立ててやっていっていただくことを望むところでございますが、いかんせんあそこは何回も何回も失敗をしたところですので、町長もこれを指定管理にと申し出られたときに、専門的な方からもう二度とこういうことのないような形でしっかりと町も見えていくのだということをお話をされております。どうかひとつ状況を常に把握をいただいて、ますますよい施設として発展していただくよう担当課のほうでも目を凝らしていただきたい、そんなことを希望として申し上げておきたいと思います。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

2番、高橋議員。

○2番（高橋速円） お尋ねします。

この選定委員会の構成、12人と聞いていますが、どういうメンバーというか、別に個人名というか、名称はいいです。いいのですが、その所属というか、民間なのかどうなのかということをお教えください。

○議長（三輪 正） 副町長。

○副町長（山田正志） 指定管理者選定委員会、私が一応委員長というふうなことでご報告をさせて

いただきます。

町職員以外の外部の方でございます。金融機関から1名、あと民間会社の代表の方1名、それと農業委員会からお一人というふうなことで、3名外部の方が入っていらっしゃいます。残りは、私を含めて役場関係9名というふうな委員構成でございました。

以上でございます。

○議長（三輪 正） 2番、高橋議員。

○2番（高橋速円） 先ほどの宮下議員からの発言もありますが、私は非常に否定的に見ているというか、過去においてこれは私は反対をしたものなのですが、とにかく一応2年計画のところではプラ・マイをゼロにしたいということなのですが、私が一番問題なのは、こういうときはやはり選定なり評価なりが客観的で、きちんと説明に堪えられると言うと変ですが、誰が見ても納得できるというプロセスを取っていかないと、非常に問題がだんだん膨らむのではないかというふうに思うのです。ですから、その辺をできるだけつまびらかにしていっていただきたいと思うのですが、その辺の認識というか、また今後の取り組み方についてはどうでしょうか。

○議長（三輪 正） 副町長。

○副町長（山田正志） 実は委員会の中で、幾つかというか、10問ぐらい事前に質問を出しておきました。当日みんな答えていただきましたが、現在やっていたらイドムさんですが、世のため、人のため、地域のためというふうなキャッチフレーズの中で意気込みを感じたところでございます。全ての問題につきまして、やはり積極的に取り組んでいらっしゃるというふうな形で、今後もそれが期待できるのかなというふうなことと、もう一点は、逆に私どもの提案なのですが、あまりにも地域のことにこだわり過ぎると全体の経営に影響を及ぼすので、地域のことを大切に、さらに周りのエリア全体として取り組んでいくような形、地場産プラス収入につながるような経営のほうに取り組んでいってもらいたいというふうなことと、お客様のご意見、これをどういうふうに反映させるのかというふうな部分で、あるスーパーでは店長が表示をして、こういうふうに変更しましたというふうなことをやっているぐらいのところもありますので、その辺を参考にとということで、町との連絡会議の中で常にそういうふうなやり取りをして改善を求めているというふうな部分を含めまして、もう2年間の中で積極的な経営活動を期待できるのかなというふうな結果が今回の評価につながったのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 私見た感じで、心月輪さん、本当に非常に頑張っているという中で、町としても見ているなというふうに感じているところなのですが、その中で指定の期間が2年間とうたってあるわけですが、1年を経過したら、例えば2年だったら今度は3年に頑張ってくれる

のだったら延びていくというような、私はそういう見方を持っている一人なのですが、そういう考え方というのは、今回のこの据置き2年でずっといくのか、今後した中で3年とか5年とかいく、方向性というのはどのように考えていられますか。

○議長（三輪 正） 産業観光課長。

○産業観光課長（矢島則幸） 指定期間につきましては、今回といたしますか、今回も2年間ということで、その2年間とした理由につきましては、やはり成果、実績が期待どおり出せているか、これは短い期間で判断する必要があるということで今回2年間ということと、これからも2年間ということで考えているところでございます。要は事業の実現ができる能力があるかどうかをなるべく早く、3年、5年と言わずに見ていくという中で、2年間という期間を決めたところでございます。当然単年、単年で経営の状況が思わしくなければ、評価といたしますか、2年間につきましても1年ずつ報告を受けまして、目標が達成できるように確認をして、問題があれば指摘していくというスタンスは毎年、毎年続けていきたいというふうに考えておりますので、この後のまたさらにの期間につきましては、まだ全くこれは未定でございますが、そういった考え方で今2年間ということを決めたところでございます。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第73号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

この際、しばらく休憩いたします。

(午前10時32分)

○議長（三輪 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◎議案第74号 令和5年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（三輪 正） 日程第16、議案第74号 令和5年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第74号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、第1条では歳入歳出予算の補正、第2条では地方債の補正を行っております。

初めに、歳出予算についてご説明をいたします。各款に共通し、議案第65号及び第66号並びに第67号でご審議をいただきました職員の給与条例の改正に伴う人件費を補正しております。

歳出予算の主なものを申し上げます。2款の総務費、1項総務管理費、9目情報管理費では、財務会計電子化に伴う各種費用を計上いたしました。

10目の空家等対策費では、空家等再生活用支援事業補助金を追加いたしました。

3款の民生費、1項社会福祉費、3目国民健康保険事務費では、特別会計繰出金を追加いたしました。

7目の介護保険費でも特別会計繰出金を追加いたしました。

2項の児童福祉費、2目児童措置費、12節委託料では、途中入所による委託料を追加いたしました。19節扶助費では、途中入所や転入による追加費用を計上いたしました。

5目の多世代交流館事業費、14節工事請負費では、きらりの森の整備工事費を追加いたしました。

4款の衛生費、1項保健衛生費、4目健康増進費では、ウォーキングロード案内表示の修繕料を計上いたしました。

6款の農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、水田活用推進事業補助金を追加いたしました。

5目の改善センター管理費では、卓球台購入費を計上いたしました。

7款の商工費、1項商工費、3目観光費では、観光用公衆トイレの修繕費を追加いたしました。

8款の土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、3目道路新設改良費、4目橋りょう維持費では、精算見込みによる減額となります。

5 項の住宅費、1 目住宅管理費では、施設の修繕料を追加いたしました。

3 目の住宅環境整備費では、町新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金を追加いたしました。

9 款の消防費、1 項消防費、1 日常備消防費では、委託料を追加いたしました。

3 目の消防施設費では、川東地区コミュニティ消防センターの修繕工事費を計上いたしました。続きまして、歳入予算につきましてご説明をいたします。11 款の地方交付税では、普通分を追加しました。

16 款の国庫支出金及び17 款の県支出金については、歳出予算の補正に伴い特定財源となる補助金等について、所要の補正をしております。

20 款の繰入金では、財政調整基金繰入を減額しております。

23 款町債では、事業費の追加をいたしました。

これらによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,946 万1,000 円を追加し、予算総額を36 億5,937 万6,000 円とするものであります。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

予算書をお願いいたします。歳出予算からでございます。歳出予算におきましては、各款に共通しまして職員の給与条例の改正に伴う人件費を補正しております。そちらにつきましては、後ろのほう、304 ページ以降にございますので、参考としていただければと思います。

続きまして、284、285 ページをお願いいたします。2 款総務費、1 項総務管理費の5 目財産管理費でございます。備品購入費で、紙折り機を計上いたしました。現在使用しているものが故障しまして、修理不能ということでお願いするものでございます。

その下、9 目情報管理費では、2 月から本格運用を予定しております財務会計のデジタル化に伴いまして、各種費用を計上させていただいたものでございます。備品のルーターにつきましては、小中学校と教育課を接続するために購入するものでございます。

続きまして、286、287 ページをお願いいたします。10 目の空家等対策費では、空家等再生活用支援事業補助金を追加いたしました。今年度は既に11 件の申請がございまして、341 万2,000 円執行済みでございます。

続きまして、288、289 ページをお願いいたします。3 款民生費、2 項児童福祉費の2 目児童措置費、12 節委託料です。途中入園による追加ということになります。19 節の扶助費、こちらも途中入園や転入による追加ということでございます。

一番下、5 目の多世代交流館事業費の14 節工事請負費では、きらりの森の整備工事費の追加とな

ります。詳細につきましては、補足説明資料2ページをご覧くださいと思います。

少し飛びまして、292、293ページお願いいたします。6款の農林水産業費、1項農業費の3目農業振興費の18節負担金補助及び交付金です。こちらにつきましては、対象面積が増えたことにより増額ということをお願いいたします。

続きまして、296、297ページをお願いいたします。8款土木費の2項道路橋りょう費の2目道路維持費、3目道路新設改良費、それから4目の橋りょう維持費、こちらそれぞれ実績、または精算見込みによる減額ということになります。

5項の住宅費、3目住宅環境整備費、18節の負担金補助及び交付金の町住宅リフォーム助成金追加、こちらにつきましては3件分の追加ということでございます。町新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金の追加でございます。こちらにつきましても3件分の追加ということをお願いしたいと思います。

それから、9款消防費の1項消防費、1目の常備消防費、12節委託料でございます。こちらは、柏崎消防署に委託しているものでございますが、今年度退職予定者が当初いませんということで話をいただいていたのですが、退職予定者6名出たということによりまして、退職手当支給予定額が加算されたことによりまして、負担金をお願いするものでございます。

それから、14節の工事請負費の川東地区コミュニティ消防センター修繕工事費です。こちら和室3室の床下木材が湿気によりまして腐食しておりまして、修繕が必要となったというものでございます。詳細につきましては、補足説明資料の2ページをお願いいたします。

続きまして、歳入予算でございます。278ページから281ページにかけてでございますが、11款地方交付税、それから16款の国庫支出金、17款県支出金の歳入につきましては、町長の説明のとおりでございます。

それから、19款の寄附金でございます。いろいろな方からご寄附をいただいておりますので、計上をさせていただいたものでございます。

それから、20款の繰入金、基金繰入金の関係でございますが、地方交付税の留保分を予算化をさせていただいたことによりまして、繰入金を減額しております。12月補正後の基金繰入れ予定額としましては、2,924万9,000円を繰り入れるというようになります。それに伴いまして、令和5年度末の財政調整基金の現在高が21億8,346万4,000円となる予定でございます。

続きまして、282、283ページの23款町債、こちらはきらりの森整備工事の増額によりまして多世代交流館事業債を追加しているものでございます。

以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

6番、石川議員。

○6番（石川 豊） 巻末の説明資料の2ページ、今課長が説明しましたけれど、2ページの工事請負費の関係です。下段の消防費の関係なのですが、ここに説明ありますよね。川東消防センター和室3室床下木材腐食と、これって行政側が定期点検をして分かったのですか。どうですか。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） こちらにつきましては、川東地区のほうに指定管理をさせていただいて管理していただいているものでございまして、川東地区の方から和室の畳がぶよぶよしているということでお話をいただきまして、畳を剥いで下の木材を確認しましたら腐食していたということで、それで急遽修繕する必要が出たということで今回お願いするものでございます。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

4番、高桑議員。

○4番（高桑佳子） 2点お願いします。

1点は、294ページ、295ページの陽だまりの指定管理料の追加、それからもう一点、300、301ページの妻入り会館の指定管理料の追加なのですが、これ多分最低賃金の絡みで上がってきているのかなと思うのですが、例えば同じように、陽だまりのほうは少し時間長いのですが、金額的に人数が増えるわけではないので、この4万9,000円と7万7,000円、2万8,000円の差額についてどういう理由なのかお聞かせいただければと思います。ほかのものもあるのかなというふうに考えておりますが、ご答弁いただきたいと思います。

もう一点は、文化財の調査委員報酬、これに関してどのようなものかというものをお聞かせいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（三輪 正） 産業観光課長。

○産業観光課長（矢島則幸） 指定管理料、陽だまりです。これは、おっしゃるとおり10月から最低賃金が大きく上昇したということで、それに見合う補正の額となります。教育委員会の妻入りのほうの金額と違うのは、それぞれ積算の方法が違ってしまっていて、当初いただいた予算に対して不足分を追加ということでございますので、その指定管理の算定の仕方が若干違うというところでこの差が出たというものでございます。賃金の単価については、同じ賃金ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（三輪 正） 教育課長。

○教育課長（内藤良治） 今ほどの産業観光課長のご説明に一部補足をいたします。

妻入り会館の今回の賃金の補正につきましては、賃金だけではなくて、もう今後ちょっと使う予定がないというようなところのやり取りも含めて、全体見た中でこれだけの補正が必要になるという最低限のところでもって補正をかけさせていただいたというところがございますので、よろしくをお願いいたします。

あと、2点目、文化財調査委員の関係でございます。これは、11月の全員協議会で概要説明をさ

せていただいたところでした。それで、この文化財調査委員につきましては、4名の方からご就任をいただきたいというようなことで人数的には考えております。県立歴史博物館の学芸員さん、それから柏崎の博物館の学芸員さん、いずれも民俗学ご専門の方でございます。あとは、町の文化財調査審議委員の方お二人、町の文化財の調査というところに入りますので、そういったところでどうしても町内に詳しいお方が必要だということでお二方、合わせて4名の方々ということになります。それで報償費と、それからそれに係る旅費という部分で今回予算化をさせていただいたものがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

2番、高橋議員。

○2番（高橋速円） 予算書291ページの健康増進費の需用費、ウォーキングロード案内表示シート、これは道路の上にべたっと貼ってあるシートを貼り替えるということでしょうか。であるならば、1つ、表示のレイアウトというか、デザインを、どこが起点なのかというのが分からない。どこから測ったところで何キロですというふうな形でないと、ただ何キロ、何キロというふうに出ているだけだとちょっと分からないなというのが1つなのですが、もう一つは、今特に尼瀬の蛇崩のところで剥がれそうになっていたところのことが一番私なんかは気になったところなのですが、どうせシート貼り替えるというのであれば、ずっともっと分かりやすく表示板みたいな形で出したほうがいいのではないかというふうにも思うのですが、その辺は検討されたのかどうか。コストの意味で一番これが安いということであるならば納得するのですが、とにかく一番分かりやすいような形を取ってほしいのですが、その辺認識はどうですか。

○議長（三輪 正） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 今回のシートの貼り替えにつきましては、全部で16か所あるのですが、そのうちの8か所分を貼り替えいたします。シートにつきましては、今高橋議員おっしゃったとおり、今までと同じような形でシールを路面に貼り付けるというような内容にしております。起点が分かりづらいという部分は、またちょっと改めて検討させていただきますが、どうしても路面にシールを貼るもので、冬に除雪車によって段々薄くなるというのはあるのですが、コスト的には一番安い方法なのかなとは思っております。やはりせっかく表示をつけるのであれば、もうちょっとまた見やすいような形での看板等もちょっと今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 296ページの1目住宅管理費の関係であります。10節の中、需用費で50万ほど施設修繕料追加とあります。これ場所はどこですか。

○議長（三輪 正） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 住宅管理費の施設修繕料につきましては、今現在予算ある程度使い切るような勢いでございます。今後降雪を迎えまして、その後の雨樋ですとか、そういったものの修繕に対応できるよう予算をあらかじめ準備したいというものでございます。

○議長（三輪 正） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） これ場所はどこかとお聞きしたと思うのです。

○議長（三輪 正） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 繰り返しになりますけれども、今現在予算が底をつくような勢いでございます。どこということはなく……

〔「町営住宅」の声あり〕

○建設課長（小崎一博） もちろん全て町営住宅でございますが、どこの町営住宅の何号棟ということとはちょっと今想定はしておらないということでございます。

○議長（三輪 正） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 私も多分町営住宅かなと思って、ここに書いてあるのですが、可能な限りで結構であります。こういったものを提出されるとき、せめて町営住宅とかどこか場所が特定できれば、私どもも審議する際に事前に配付資料をいただくわけですので、いろいろと検討をして議会に出てこれるかなと、そんなふうにしたものですから、事務方は大変この時期忙しいでしょうけれども、善処いただいて、今後提出議案についてはもう少し分かりやすい感じにいただければということでもあります。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 292と293の中で、改善センター管理費の中で物品購入費の卓球台、29万5,000円計上されているのですが、これ何台なのか。私も1台であればちょっと高いなというようなイメージ受けているのですが、その辺の説明をお願いします。

○議長（三輪 正） 産業観光課長。

○産業観光課長（矢島則幸） 台数につきましては2台でございます。現在使用している卓球台が昭和63年、いわゆるセンターができたときに入れた卓球台でございます。いろんな不具合、足がちょっと安定しないというところがありまして、当て木をしているような状況もありますので、今回2台の更新ということで考えております。

○議長（三輪 正） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） その卓球台というのは、各改善センターのほうで主に活用をされていますか。

○議長（三輪 正） 産業観光課長。

○産業観光課長（矢島則幸） 現在八手につきましては2つの団体、出雲崎の卓球クラブ、小木ノ城

の卓球クラブ、2団体が大体週に1回、2回利用しているという状況がございます。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第74号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号 令和5年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（三輪 正） 日程第17、議案第75号 令和5年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第75号、国保特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算におきましては、1款の総務費は人件費関係で58万7,000円を追加し、2款の保険給付費では決算見込額に基づきまして415万2,000円を追加し、5款の基金積立金は1,480万円を追加し、国保財政調整基金に積み立てます。7款の諸支出金は、令和4年度の保険給付費等交付金の返還金128万円を追加しました。

一方、歳入予算では、歳入見込額に基づきまして、6款の県支出金は1,530万円を減額、8款の繰入金は1,420万円を減額します。また、9款の繰越金は3,753万9,000円を追加し、前年度の繰越金を全額予算計上いたしました。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ2,081万9,000円を追加しまして、予算総額を5億1,551万9,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の213ページをお願いいたします。歳出予算では、2款保険給付費の2項高額療養費は今後の執行見込みにより不足が生じるため、515万2,000円を追加しております。

次に、215ページをお願いいたします。5款基金積立金では、国保財政調整基金に1,480万円を積み立てるものであり、これによりまして同基金の年度末残高は1億3,470万8,000円となる見込みです。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第75号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号 令和5年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

について

○議長（三輪 正） 日程第18、議案第76号 令和5年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第76号、介護特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算につきましては、1款の総務費は人件費関係と電算システム改修委託料で143万8,000円を追加しまして、2款の保険給付費は決算見込額に基づきまして3,000万円を追加しました。また、4款の地域支援事業費は130万円を追加しました。

一方、歳入予算では、歳入見込額に基づきまして、3款の国庫支出金は1,667万5,000円、4款の支払基金交付金は683万1,000円、5款の県支出金は502万2,000円、7款の繰入金は403万円をそれぞれ追加しました。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ3,273万8,000円を追加しまして、予算総額を7億1,509万円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の229ページをお願いいたします。歳出予算では、1款総務費に介護保険電算システム改修委託料114万2,000円を計上しております。これは、令和6年4月の制度改正に対応するためのシステム改修であります。なお、この経費には国庫支出金の介護保険事業補助金が2分の1充当されます。

2款保険給付費は、サービス利用者の増減によりまして、居宅介護サービス給付費を1,500万減額し、施設介護サービス給付費を4,000万円、地域密着型介護サービス給付費を500万円追加しております。

4款地域支援事業費では、通所型サービス事業委託料を30万円、介護予防サービス給付費を100万円追加しております。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第76号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号 令和5年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

について

○議長（三輪 正） 日程第19、議案第77号 令和5年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第77号、簡水特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、給与改定に伴う人件費関係を追加いたしました。このほか、自然漏水に対応するため、維持管理費の施設修繕料を追加しております。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額300万円を追加しまして、予算総額を1億9,811万5,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、241ページをお願いいたします。漏水修理などの対応のため、2款水道管理費の施設修繕料の追加でございます。役務費、水道施設清掃料につきましては、山谷水源ほか4か所の井戸清掃を実施いたしまして、精算による減額でございます。

239ページに移りまして、歳入の運営準備基金を施設修繕の財源として追加いたしました。

以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第77号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（三輪 正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時19分）